

制度趣旨は、昨今、一般国民からもおかしいと思われるようになってきました。これはあすの会をはじめ、さまざまな被害者の方々の意識が高まり、それが国民の間にも浸透してきたということだと思います。その結果、公訴時効については改正の動きが出始めました。まず、平成16年(2004年)に、それまで15年だった殺人罪の公訴時効の期間が25年になるなど、時効期間が延長されました。この改正を受けて、今回はもういいではないかという議論もあります。しかしこのときの改正は、刑法の改正に伴うもので、公訴時効について必ずしも突っ込んだ議論がなされていたわけではありませんでした。

そして今、多くの被害者の方々から意見が出され、公訴時効が正面から取り上げられるようになりました。この動きを加速したのが、昨年1月に法務省内に設置された勉強会です。この勉強会は3月に中間のとりまとめを出しました。その後、各界の意見を入れて7月15日に公訴時効に関する一定の方向性をまとめました。ここには非常にいろいろな論点が書かれており、議論の出発点と言えるものかと思います。この内容については法務省のホームページにアップされていますので、ぜひご覧ください(アドレスは別記参照)。

公訴時効の廃止、延長の実現に向けて ようやくスタートした議論

そこで言われている公訴時効についての論点ですが、第1の論点は凶悪重大犯罪についての公訴時効の在り方をどうすべきか、つまり殺人や強盗、強姦といった凶悪重大犯罪に限って議論されているわけです。具体的な在り方としては、公訴時効を廃止すべきか、あるいは期間を延長すべきか、対象となる犯罪の種類によって扱いをどうすべきかなどが問題になっています。第2の論点は、新法によって時効が廃止、あるいは延長されたとき、新法が適用される前に起こった犯罪について新法を適用すべきかという問題です。これは、いわゆる「遡及効」を認めるべきかという問題です。第3の論点は「刑の時効」という問題です。これは裁判を受けて判決が確定して、死刑、無期懲役と刑が決まった場合、とくに死刑が執行されないまま置いておかれることがあります。そのようなとき、刑の確定した被告人が刑務所から脱走して逃げ回っていると時効になるとという話があるわけです。そんなことがあるのかと思われるかもしれません、あるのです。刑が確定していない人について公訴時効を廃止するのであれば、確定している人についても廃止しなければおかしいのではな

いかという点についても議論されていることです。

以上の点について、法務大臣が法制審議会に対して諮問し、昨年11月から法制審議会の刑事法部会において議論が行われています。今まで5回会議があり、この後、3回会議を予定しており、2月4日、あるいは8日までに結論が出される予定です。そして、こうした議論と並行して、法務省は一般の国民に意見を求めました。この結果について時事通信がインターネットで配信をしており、とくに凶悪なものについては廃止、それ以外も延長すべきという意見が大勢です。またすでに起こされた事件についても適用すべきとする意見も大半だったとのことでした。そして、あすの会でもアンケートを行いましたが、廃止を求める声が圧倒的多数を占めました。

この法制審議会刑事法部会には、岡村先生が委員として参加され、私たちも随行しています。審議の状況を見ていますと、反対論がないわけではありませんが、廃止もしくは延長の方向に行くのかなと、個人的には思っています。ただ、審議会で結論が出た後、国会に上程されるまでがひとつ問題となるでしょうし、国会に上程された後、本会議で採決されるまでは予断を許さないところですので、皆様のご協力をいただきながら活動を進めて参りたいと思っております。あすの会としては、できる限り被害者の意向にそった結果になるようにがんばっていきたいと思いますので、皆様のご協力をお願い申し上げます。

凶悪・重大犯罪の公訴時効の在り方について
～制度見直しの方向性～

法務省

<http://www.moj.go.jp/KEIZI/keiji48.pdf>